

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のほぼ中央に宇治川が流れ、沖積低地と山麓丘陵地に広がる市街地を二分している。当市のハザードマップによると、西部は沖積低地で、農地や住宅、工場などが混在しており、3m以上の浸水が予想されている。更にこれらの西側は巨椋池を干拓した低湿地帯で、市域で最も低いエリアであるため、最大で5mを越える浸水も予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、東部の東笠取地区、西笠取地区、炭山地区をはじめ、14地区268箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

当市の周辺においては、生駒断層帯、宇治川断層、黄檗断層など強い地震を起こすおそれのある断層帯があり、地震ハザードステーションの防災地図によると、市の中心部では震度6弱以上の地震が今後30年間で13%以上の確率で発生すると言われている。また、東海地震、東南海・南海地震等の南海トラフで発生する地震の発生確率は、30年以内に70%～80%と発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すれば被害は甚大なものと想定される。

(その他)

宇治市北東部の弥陀次郎川流域では、これまでも水害に見舞われてきた。特に、平成24年8月13日・14日の京都府南部地域豪雨において、複数の中小河川で氾濫、溢水が同時発生、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 5,598人

・小規模事業者数 4,407人

【内訳】

業 種	事業所の立地状況
製造業	市内各地に点在しているが、北西部の槇島地区に集積。浸水被害が想定される地域である。
小売業	各鉄道の駅前を中心に広く分布している。近鉄京都線より西側は浸水被害が想定される地域である。
製茶業	宅地開発が進む中、白川エリアに覆下茶園群が広がるが、土砂災害の被害が想定される地域である。
観光業	世界遺産の平等院や宇治上神社周辺に集積。宇治川の洪水浸水被害が想定される地域である。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

「宇治市地域防災計画」は、一般対策編、震災対策編、事故対策編、資料編の4部で構成され、本市における防災・災害対策についての基本的な対応策および方針を明記し、総合的な計画として位置付けている。近年では東日本大震災、京都府南部地域豪雨の課題を踏まえた改定を平成25年7月に、その後も災害への対応等で生じた課題や、災害対策関連法改正等に伴い、宇治市防災会議を開催して、地域防災計画を検討審議し、所要の修正を行っている。

- ・防災訓練の実施

行政、自主防災組織、医療機関、企業、市民等が連携し、相互協働のもと、それぞれの役割に応じた最も効果的で、迅速・的確な応急体制の確立と、地域住民の防災意識の高揚と自主防災力の向上を図るため、毎年、総合的な防災訓練を実施している。

- ・防災備品の備蓄

当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄を進めている（乾パン、アルファ米、粉ミルク、飲料水、緊急水袋、簡易トイレ、発電機ほか）。

飲料水については、市民1人当たり3リットル/日×3日分（できれば1週間分）を目途に備蓄するよう呼びかけ、企業に対しては従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄「3日以上」を要請している。

- ・宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、対策の選択肢を示している。

未発生期 風評被害への配慮、火葬能力等の把握等

海外発生期 情報収集、情報提供、相談窓口の設置、予防接種等

国内発生早期 庁内体制・相談窓口の強化、予防接種、関係機関との連携強化等

国内感染期 市民生活および市民経済の安定確保等

## 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

事業者へ事業継続力強化計画の認定申請への啓発普及を図るほか、ハザードマップや避難情報の理解を促す。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催（令和2年10月9日）

- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進

事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険制度」を損保会社数社との提携で運用している。経営指導員を中心とした巡回訪問による普及活動により、加入促進を図る。

- ・当所館内に備蓄倉庫を設置し防災備品（スコップ、懐中電灯、マスク、消毒液等）を備蓄する。

- ・宇治市が実施する防災訓練への参加や協力を事業者に呼び掛ける。

## II 課 題

現状では、緊急時の取組について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらに、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

## III 目 標

- ・市内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また市域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・成果目標（期間中）

事業継続力強化計画等の事業者BCP策定数20

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当所と当市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ホームページや所報において事業継続力強化計画の策定等の事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・啓発ポスターを産業会館や事務所内に掲示する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### 2) 宇治商工会議所の事業継続計画の作成

令和3年4月作成予定

##### 3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険や障害保険、感染症特約付き休業補償等の紹介も実施する。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）宇治市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

#### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は宇治市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10% (約550件) 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1% (約55件) 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1% (約55件) 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1% (約5件) 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

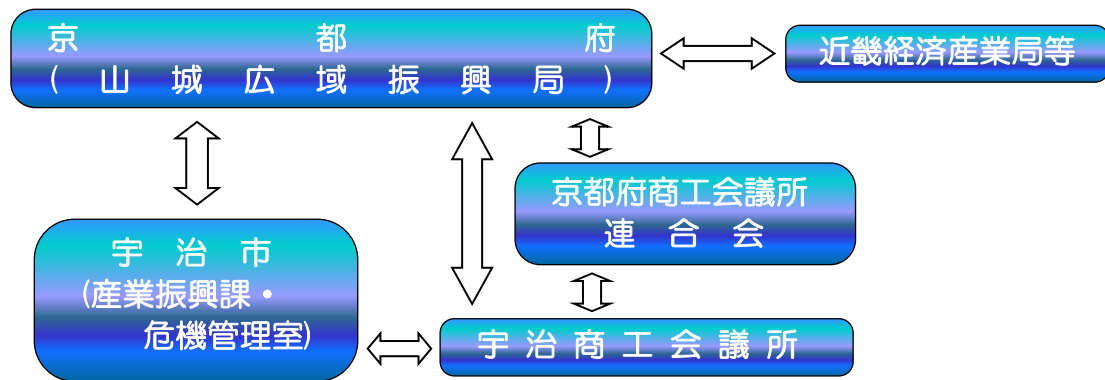
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1週に2回共有する
2週間～1ヶ月	1週に1回共有する
1ヶ月以降	2週に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額 (建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、当所又は当市より京都府 (山城広域振興局) へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を京都府の指定する方法にて当所又は当市より京都府 (山城広域振興局) へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、宇治市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や府、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

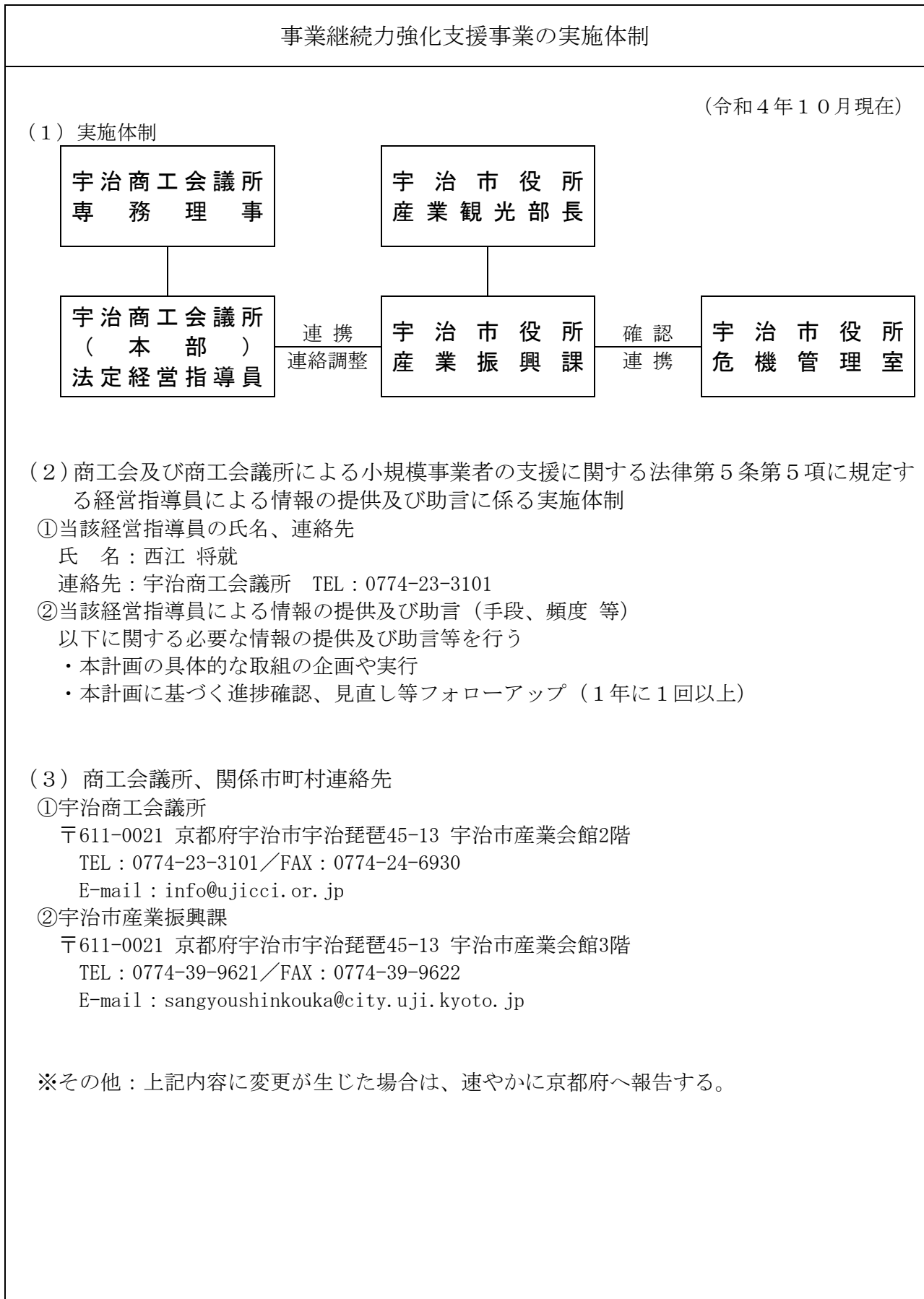
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府に相談する。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	80	80	80	80	80
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	140	140	140	140	140
パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇治市補助金、京都府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社京都支店 京都府京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町 2 日本生命四条大宮ビル 6 階 支店長 北村隆嗣</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社京都支店 京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 三井住友海上京都ビル 6 階 支店長 桑田周一</p>
連携して実施する事業の内容
<p>事前の対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知 災害リスクの周知や影響を軽減するための取り組み・対策の説明</li><li>・ 関係団体等との連携 連絡各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明 関係機関への普及啓発、セミナー等の共催</li></ul>
連携して事業を実施する者の役割
<p>(役 割) 各種保険・共済制度の情報提供、加入説明、セミナー等の共催 (効 果) 小規模事業者に対する専門的知識の提供、サポート力の強いセミナーの開催</p>
連携体制図等
<p>各種保険・共済制度の情報照会 セミナー等の共催・協力</p> <p>The diagram illustrates the cooperation mechanism. At the top, it lists '各種保険・共済制度の情報照会' (Information consultation on various insurance and mutual aid systems) and 'セミナー等の共催・協力' (Joint hosting and cooperation of seminars, etc.). Below this, two blue rounded rectangular boxes are connected by a double-headed arrow. The left box contains '宇治商工会議所' (Utsunomiya Chamber of Commerce) and the right box contains 'あいおいニッセイ同和損害保険株式会社京都支店' (Aioi Nissei Dohwa Insurance Co., Ltd. Kyoto Branch) and '三井住友海上火災保険株式会社京都支店' (Mitsui Sumitomo Marine Insurance Co., Ltd. Kyoto Branch). From the left box, an arrow points down to a box labeled '情報提供 計画策定支援' (Information provision, plan formulation support). From the right box, an arrow points down to a box labeled '保険・共済加入推進 B C P 計画の周知' (Insurance and mutual aid enrollment promotion, BCP plan awareness). Both of these arrows point towards a central blue rounded rectangular box at the bottom labeled '小規模事業者' (Small business).</p>